能登への新規参入をご検討の皆様へ　令和８年４月13日時点

# 起業促進補助金のご案内

新たな起業・既存企業の第二創業(多店舗展開含む)・
第三者承継により、能登に新規参入される方を支援します

**5次締切：令和8年4月17日(金)**　**6次締切：令和8年6月30日(火)**
**7次締切：令和8年8月31日(月)**　**8次締切：令和8年10月30日(金)**
**9次締切：令和8年12月4日(金)**　※受付締切毎に審査を行い、採否を決定します

## 補助対象者

**新たな起業・第二創業・第三者承継**のいずれかにより、
**能登６市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)**
に**新規参入される方**

## 要　件

- **能登で５年以上事業を継続**すること
- **地元の商工会または商工会議所に加盟**すること
- 能登での新たな事業が、**災害に起因する地域課題の解決に資するもの**であること
- 能登への新規参入の**事業計画を策定**すること

## 補助額・補助率

補助上限額　**３００万円**

補助率　**２／３**（新たな起業）、**１／２**（その他）

## 補助対象経費

**能登への新規参入に必要な施設整備に係る経費**

新たな施設の整備(建築・購入)、取得した施設の修繕、
キッチンカーの購入

※施設整備費が対象のため、設備導入費や賃借料等は対象外

※着手済みの経費についても、適正と認められる場合には、
**災害発生日（令和６年１月１日等）まで遡及適用**

## 補助対象者

### ✔「新たな起業」に該当する場合

○事業を営んでいない個人が、所得税法第229条に規定する開業等の届出により、新たに事業を開始する場合

○事業を営んでいない個人が、新たに法人を設立し、事業を開始する場合

### ✔「既存事業者の第二創業・多店舗展開」に該当する場合

○事業を現に営んでいる個人または法人が、当該事業と異なる新たな事業を開始する場合（第二創業）

○事業を現に営んでいる個人または法人が、当該事業と同一の事業を拡大する場合（多店舗展開）

### ✔「第三者承継」に該当する場合

○個人または法人の事業を別の第三者の個人または法人が引き継ぎ、事業を継続する場合（親族や従業員が引き継ぐ場合を除く）

**※「域外からの新規参入」及び「能登にいる方の起業(既存起業の第二創業、第三者承継含む)」ともに補助対象です**

## 事業の流れ

※補助金の支払いは、事業終了後、精算払（後払い）となります

**お問合せ先** ■石川県起業促進補助金事務局：050-3827-2809